スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名:一社]長崎県バスケットボール協会]

[記載日: 2021年12月24日]

### 【対応状況に係る自己評価】

A:対応している

備しているか。

B:一部対応している

C:対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	Α
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
2016 年 4 月に法人化し、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	!」に基づい
て定款や諸規則を制定し、それを遵守することで、適切な団体運営及び事業運営に	
努めている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等	
を遵守しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	Α
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
事業運営に当たり、原則 1(1)に挙げた関連法令の他、スポーツ施設等	を利用する
場合は当該施設の利用規則等を、県や市の所有する施設等を利用する場	合は県や市
の関係条例や規則等を遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整	^

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

理事会・総会における計算書類及び事業報告の承認手続きや、監事による監査等を 通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われている。

#### 原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。

Α

Α

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

協会の目指すべき基本方針は、毎年度の事業計画書で定めており、その内容は本協会のホームページで公表している。(https://n-ba.jp/)

## 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

В

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

職員対象のコンプライアンス研修は実施しているが、協会役員及び地区協会役員に対しては実施できていない。次年度には役職員が集まる際に研修会等を実施し、コンプライアンス意識の向上を図りたい。

(2) 指導者,競技者等に対し,コンプライアンス教育を実施しているか,又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

В

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

指導者講習会時にコンプライアンスの研修も実施しているが、競技者向けの教育機会がない状況である。競技者に対するコンプライアンス違反事案の共有の場を設けるなどの検討をしていきたい。

### 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

協会内に財務担当部署を設置し、公認会計士事務所との連携で公正な会計原則を順守している。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

長崎県スポーツ協会の補助を受けており、長崎県の定める基準を遵守し適正に会計処理を行っている。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

財務会計規則に基づき、公認会計士事務所とともに適正な会計処理を行ってる。また、年次毎 に監事 2 名による監査を受けている。

# 原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに,組織運営に係る情報を積極的に開示することにより,組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。

Α

(現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等)

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支予算、役員名簿等を当協会ホームページに掲載し、公開している。

### (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

В

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

年度毎の事業報告書の他、各イベントの実施報告等を当協会ホームページで積極的に公開している。また、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を当協会ホームページで公開することにしている。

# 原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合,ガバナンスコード <NF 向け>の個別の規定についても,その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード <NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)

### 特になし

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)